

川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業 募集要項

1 事業の目的

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施します。

本要項においては、川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱第9条に定める事前協議について必要な事項を定めます。

2 募集事業者（事業主体）

川崎市内において、次に掲げる施設を1年以上（令和5年4月1日時点）運営している法人、任意団体、又は個人を対象とします。

- (1) 認可保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 家庭的保育事業所
- (5) 小規模保育事業所
- (6) 地域子育て支援センター
- (7) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
- (8) その他市長が適当と認める施設

3 事業内容

- (1) 対象となるこども 市内在住の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）
- (2) 実施場所 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター、その他駅前等の利便性の高い場所、空き店舗等
- (3) 利用方法 こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。事前の利用登録、利用受付、利用時間の管理は施設が行います。

4 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

- (1) 一般型（在園児合同） 保育所等の定員と関わりなく受け入れ、在園児と合同で保育を行います。
- (2) 一般型（専用室独立実施） 保育所等の定員と関わりなく受け入れ、在園児とは別室で保育を行います。
- (3) 余裕活用型 保育所等の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行います。

※ただし、余裕活用型は2. 募集事業者のうち(1)から(5)に掲げる施設のみ実施可能とします。

5 実施方法ごとの施設基準・職員配置について

実施方法	施設基準	職員配置
一般型（在園児合同）	児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備に関する基準	配置基準 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人 上記の配置基準により求めた職員数のうち保育士を1/2以上とすること。当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。 ※
一般型（専用室独立実施）	同上	同上
余裕活用型	児童福祉法施行規則第36条の35第1項第3号に定める設備に関する基準	施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数

※保育士数に小数点以下の端数が発生する場合は、次のとおり取り扱う。

年齢区分ごとに保育士数を算出、小数点第2位以下を切り捨て、合算後小数点第1位を四捨五入

※詳細については実施要綱第7条職員配置基準を参照

6 補助金の内容

補助項目	補助要件	補助基準額
児童受入分	対象となるこどもを受け入れた場合	対象児童 一人1時間につき 850円
障害児受入分	障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に児童受入分に加算するもの	対象児童 一人1時間につき 400円
利用料減免分	利用者負担を減免した場合	対象児童 一人1時間につき 300円（上限）
賃借料補助	民家・アパート等を活用して、新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料※1（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）	1施設 年額 3,066,000円※2

※1 既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外とする。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに当該事業所を開所する場合は賃借料補助の対象とする。

※2 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、年額3,066,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を上限とし補助を行う。

7 利用料金

- (1) 利用料金は一人1時間あたり300円程度とし、事業実施者が利用料金を定め、施設で徴収します。
- (2) 生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行います。
- (3) 利用料金に加えて、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、事業実施者が定めた金額を施設で徴収します。

8 実施期間

令和6年6月24日～令和7年3月31日

9 募集施設数

21施設程度（各区3施設程度）

10 必要書類

- (1) 事業申込書（募集様式1）
 - (2) 事業計画書（募集様式2）
 - (3) 事業収支予算書（募集様式3）
 - (4) 法人の令和5年度収支決算書（見込）、令和6年度収支予算書
- ※（1）～（4）以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

11 申請方法

書類を直接提出、又は下記URLから電子申請によりご提出ください。電子申請でのお申込みであっても、必要に応じて、お越しいただいて確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/d72c9356-3694-4a50-b76b-daf165b8d021/start>

12 スケジュール

募集開始・質問開始	令和6年3月22日（金）
オンライン説明会	令和6年3月29日（金）
質問締切	令和6年4月5日（金）
質問回答	令和6年4月10日（水） ※予定
募集締切	令和6年4月16日（火）
審査	令和6年4月25日（木） ※予定
事業実施者決定	令和6年4月下旬 ※予定
補助交付決定	令和6年5月中 ※予定
事業実施者と川崎市による最終調整	令和6年5月～6月中
事業開始	令和6年6月24日（月） ※予定

13 オンライン説明会

開催日時 令和6年3月29日(金) 15:00開始

オンライン説明会への参加を希望する場合は、3月28日(木)正午までに下記申請用ロゴフォームに必要事項を記載の上、お申込みください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/538641>

14 質問

下記質問受付用ロゴフォームに質問内容をご入力ください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/538750>

受付期間 令和6年3月22日(金)～4月5日(金)

回答日 令和6年4月10日(水)※予定

回答内容はホームページに掲載します。

15 事業実施者の選定方法・結果

事業申込書等を提出した者の中から本事業の審査委員会により、書面により審査を行います。審査基準と併せて、地域のバランスや多様な施設類型となるよう審査を行い、実施の可否を書面により通知します。結果については、ホームページに掲載します。

16 審査基準

別紙資料1 審査基準のとおり。

17 事業収入モデル

別紙資料2 事業収入モデルをご参照ください。

18 その他留意事項

- ・申請に係る一切の費用については、全て申請者の負担とします。
- ・審査委員会に関する質問には一切回答しないものとします。
- ・選定後に、必要に応じて川崎市と協議を行い、事業計画書の内容を調整する場合があります。
- ・事業計画書については、補助交付決定後に事業実施者が責任をもって履行できる内容としてください。
- ・本事業の業務の全部を第三者に委託することは禁止します。
- ・本事業は、事業者から実績報告書の提出やアンケート調査・ヒアリング調査へのご協力を依頼する予定です。
- ・その他、本募集要項に定めのない事項については、川崎市において定めません。

19 お問い合わせ・申込先

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

電話 044-200-2662 FAX 044-200-3933

e-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp